

宇部市一般廃棄物処理業に係る行政処分実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づいて行う行政処分に関し、必要な基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行及び法の目的の達成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもののほか、法に定めるところによるものとする。

- (1) 処理業者 法第7条第1項又は第6項の規定により宇部市長から一般廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
- (2) 行政処分 法第7条の3及び法第7条の4の規定により、一般廃棄物処理業の許可を取り消すこと（以下「許可取消し」という。）及び期間を定めてその一般廃棄物処理業の事業の全部又は一部の停止を命ずること（以下「停止命令」という。）をいう。
- (3) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (4) 違反行為要求等 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けることをいう。
- (5) 欠格要件 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかの要件をいう。

(対象)

第3条 行政処分は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 欠格要件に該当するとき。（法第7条の4第1項第1号から第4号まで）
- (2) 欠格要件に該当しない場合であっても、違反行為を行った者のうち情状が特に重いとき、又は事業停止等の命令に従わなかったとき。（法第7条の4第1項第5号）
- (3) 不正の手段により一般廃棄物処理業の許可（許可の更新を含む。）又は事業の範囲の変更の許可を受けたとき。（法第7条の4第1項第6号）
- (4) 次のいずれかの場合であって、廃棄物の適正処理の確保ができないと認められるとき。
 - ア 処理業者が違反行為又は違反行為要求等をしたとき。（法第7条の3第1号）
 - イ 処理業者の事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。（法第7条の3第2号、法第7条の4第2項）
 - ウ 処理業者が当該許可の条件に違反したとき。（法第7条の3第3号、法第7条の4第2項）

(対象の区域)

第4条 行政処分（欠格要件に該当するに至ったときを除く。）は、市の区域内で行われた違反行為を対象に行うものとする。ただし、市の区域外で行われた違反行為であって、次の各号のいずれかに該当するときも、同様の扱いとする。

(1) 違反行為又は違反行為要求等に係る一般廃棄物の排出、運搬、積替、保管又は処分のいずれかが、市の区域内で行われたとき。

なお、積替、保管又は処分については未遂のときを含む。

(2) 違反行為又は違反行為要求等により、市の区域内において生活環境の保全上の支障が生じたと認められたとき。

(行政処分の内容)

第5条 処理業者が、別表に掲げる法の条項に違反したとき又は該当するに至ったときは、それぞれの区分に応じて行政処分を行うものとする。

この場合において、主たる違反行為が他の市町村又は都道府県で行われた場合の処分の内容は、当該市町村等の処分の内容を超えないものとする。

2 停止命令は、当該処理業者に係る一般廃棄物処理業を停止させるものとする。

ただし、事業を停止させることで、廃棄物の適正処理の確保ができないと認められるときは、この限りではない。

3 第1項の場合において、違反事項が2以上あるときの停止命令の停止日数は、そのうちの期間が最も長いものの1倍半まで延長できるものとする。ただし、停止命令の停止日数は90日を限度とする。

4 別表に掲げるものの他、次の各号のいずれかに該当する場合は法第7条の4第1項第5号に基づき、欠格要件に該当しない場合であっても、違反行為等の情状が特に重いと見なされるときとして許可取消しをすることができるものとする。

(1) 停止命令を受けた日から1年を経過しない者が違反行為を行い、その行為が停止命令に該当するとき。

(2) 処分内容が許可取消し以外の場合で、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

(行政処分の軽減)

第6条 違反行為の原因について、行為者の責めに帰す事由がないなど、行政処分を軽減するに足りる相当の理由があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数の半数を限度として、停止命令の停止日数を軽減して行政処分を行うことができる。

2 行政処分の内容が許可取消しの場合の軽減については、停止命令の停止日数を90日とする。ただし、法第7条の4第1項に該当するものは許可取消しを軽減することはできないものとする。

(行政処分の加重)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該日数を加重の限度として、停止命令の停止日数を加重して行政処分を行うことができる。ただし、停止命令の停止日数は90日を限度とする。

- (1) 違反行為が大量の廃棄物の処理に係るもの等、特に重大であるとき。
- (2) 生活環境の保全上支障が生じたとき又は支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 違反行為が特に悪質又は社会的影響が大きいと認められるとき。
- (4) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(告発)

第8条 行政処分を行うだけでは法の目的が達成できないと認められる行為については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を行うものとする。

(行政処分の手続等)

第9条 処理業者に対する行政処分の手続等については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け環廃産発第1803306号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）によるものとする。

(関係機関への通知)

第10条 行政処分を行ったときは、遅滞なく次の関係機関に報告し、又は通知するものとする。

- (1) 山口県環境生活部廃棄物リサイクル対策課長
- (2) 山口県宇部健康福祉センター保健環境部生活環境課長
- (3) 山口県宇部警察署生活安全課長

附 則

この要領は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月12日から施行する。

別表

①法第7条の4第1項第1号から第4号まで

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第7条の4第1項第1号	第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第7条の4第1項第2号	第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第7条の4第1項第3号	第7条第5項第4号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—
第7条の4第1項第4号	第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。（欠格要件に該当するに至ったとき。）	許可取消し	—

②法第7条の4第1項第5号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第6条の2第6項	一般廃棄物無許可業者等委託違反	許可取消し	第25条
第6条の2第7項	一般廃棄物委託基準違反	許可取消し	第26条
第7条第1項	一般廃棄物収集運搬業無許可営業	許可取消し	第25条
第7条第6項	一般廃棄物処分業無許可営業	許可取消し	第25条
第7条第14項	一般廃棄物再委託禁止違反	許可取消し	第26条
第7条の2第1項	一般廃棄物処理業無許可変更	許可取消し	第25条
第7条の3	一般廃棄物処理業者の事業停止命令違反	許可取消し	第25条
第7条の5	一般廃棄物処理業者の名義貸しの禁止違反	許可取消し	第25条
第10条第1項	一般廃棄物無確認輸出、一般廃棄物無確認輸出未遂	許可取消し	第25条
第16条	廃棄物の投棄禁止違反、廃棄物の投棄禁止違反未遂	許可取消し	第25条
第16条	廃棄物の投棄禁止違反目的の廃棄物の収集運搬	許可取消し	第25条
第19条の3	改善命令違反	許可取消し	第26条

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第19条の4第1項	措置命令違反	許可取消し	第25条

③法第7条の4第1項第6号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第7条の4第1項第6号	不正の手段による一般廃棄物処理業営業許可取得（許可の更新を含む。）、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可取得	許可取消し	第25条

④法第7条の3第1号

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第7条第13項	一般廃棄物処理業者の一般廃棄物処理基準違反	停止30日	—
第7条第15項	一般廃棄物処理業者の帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反	停止30日	第30条
第7条の2第3項	一般廃棄物処理業者の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出	停止30日	第30条
第18条第1項	報告拒否、虚偽報告	停止30日	第30条
第19条第1項	立入検査拒否、妨害、忌避	停止30日	第30条

⑤法第7条の3第2号及び第7条の4第2項

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第7条の3第2号及び第7条の4第2項	事業の用に供する施設、その者の能力が基準に適合しなくなったとき	改善に必要な期間の停止又は許可取消し (改善が不可能な場合)	—

⑥法第7条の3第3号及び第7条の4第2項

法の条項	違反内容	処分の内容	罰則
第7条の3第3号及び第7条の4第2項	一般廃棄物処理業許可条件違反	停止30日	—